

## 魚津市公告第22号

### 漂流物の拾得について

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定による漂流物の拾得の届出があったので、同法第25条第2項の規定により公告する。当該漂流物の所有者は、令和4年10月25日までに農林水産課（電話：0765-23-1033）に申し出てください。

なお、期日までに申し出のない場合は、同法第30条第2項の規定に基づき所有者がないものと認め処分します。

令和4年4月25日

魚津市長 村椿 晃

#### 1 拾得物件及び形状寸法

拾得物件	形状寸法
F R P 製ボート	〈全長〉 約3.60m 〈全幅〉 約1.14m 〈全高〉 約0.45m

#### 2 拾得年月日

令和4年4月21日

#### 3 拾得場所

富山県魚津市上口沖

（角川河口から約200m）

## 拾得物件写真



### 全景①

〈撮影日〉  
令和4年4月21日(木)

〈拾得物件名〉  
・FRP製ボート

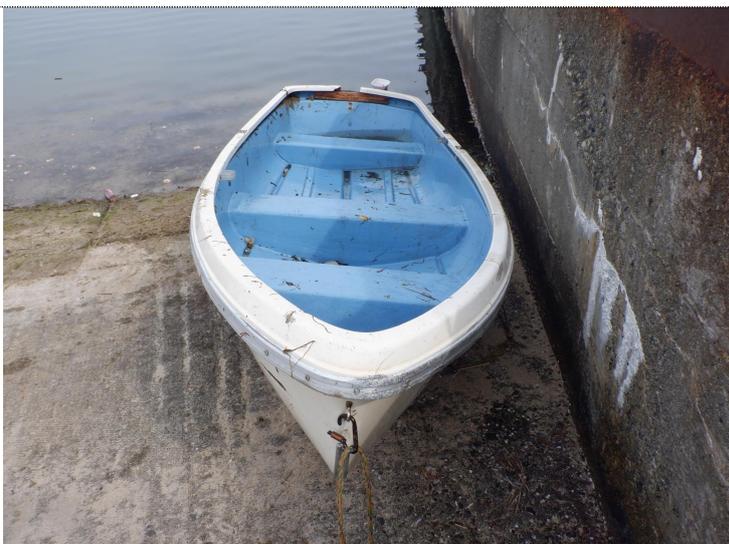


### 全景②

(側面方向より)

〈寸法〉

- ・全長 約3.60m
- ・全幅 約1.14m
- ・全高 約0.45m



### 全景③

(先端方向より)